

第4回 相生市自治基本条例市民検討会議の進め方

- ・事務局案に対する質問・意見等（新川教授のアドバイス含む）

【前文】

【目的】

【条例の位置付け】

【定義】

「市民、市民等」

「市」

「参画」

「協働」

- ・【原則】、【コミュニティ】について、全体協議

【原則】

基本理念・基本原則の関係

①基本理念…まちをつくる際の基本的な考え方

②基本原則…その理念の具体的な進め方

- ・住民自治の原則…最も基本となる

（住民自治とは、地域のことは市民の参加を得て、市民の意思に基づき、その責任において行う。そのためには、市民一人ひとりが主体であること、それぞれの人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されることが必要。）

- ・情報共有の原則…まちづくりの基本である

（市政に対して、市民が自ら考え、的確な判断が下せ、行動できるためには、正しい情報は欠かせない。）

- ・参加・参画の原則…定めることにより、重要性を再確認するため

（まちづくりの当事者として、主権者である市民も、企画・立案、実施、評価の各段階で主体的に関与することが重要）

- ・協働の原則…自治基本条例において基本的な概念である。

（内容は、前述のとおり）

- ・その他…財政自治の原則、世代間相互理解の原則 etc

【コミュニティ】

条例文案のどのあたりに入れるかは、団体によって様々。

（総則、基本理念等、参画と協働 etc）

コミュニティ…市民がお互いに助け合い、育みあう心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織

（参考：総合計画）地域社会、共同体、共同生活体という意味。快適で安全な生活環境のもとで、健康で文化的な生活を営むための近隣社会や近

隣生活をいう。

組織…①地域コミュニティ（地縁を基盤とした組織・活動）

②テーマコミュニティ

（目的を共通にして、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする組織・活動。政治、選挙、宗教活動は除外される。）

【プレイヤー】

◎班別でワークショップ形式で討議（ブレインストーミング活用）40分～50分

各班発表 10分

全体討議 15分～20分（キーワード抽出）

①「市民の役割」 ⇒ 権利・責任・義務

論点：地方自治法には、住民の権利として規定されているのが、法第10条2項及び11条であるが、市民の主体的・積極的な関わりを担保するには足りず、別に新たな市民の権利性を保障する必要がある。

②「議会の役割」 ⇒ 権限・責任・義務

論点：議会は、市民の代表機関であり、その活動原則は市民の負託にこたえることが基本となる。

地方自治法には、議会の構成や運営に関しては詳細な規定がある（同法第6章）が、議会の政策立案や市民の参加、協働に関する規定がほとんどない。

③「市長等の役割」 ⇒ 権限・責任・義務

論点：首長の役割は広範にわたるため、全てを記述することは困難。よって、地方自治法の統轄代表権（147条）、事務管理及び執行権（148条）、職員の指揮監督権（154条）を規定することや、具体的に首長が行うべきことや統率力・指導力を規定するなど、どのようなリーダーが好ましいかを議論する。

また、職員については、同法上では長の補助機関（154条、161条～175条）と位置付けられているが、自治の専門スタッフとしての心構えや具体的に行うべきことを議論する。

※ ブレーンストーミングについて

ブレーンストーミングは、グループのメンバーが、ある問題について自由に意見を出す中から、新たにアイデアを生み出すための方法の1つです。

【ブレーンストーミングの4原則】

- 1 「批判をするな」 他人の意見を批判しない。批判があると良いアイデアが出にくくなる。
- 2 「自由奔放」 こんなことを言ったら笑われはしないか、などと考えず、思いついた考えをどんどん言う。とっぴな意見も歓迎
- 3 「質より量」 多い量から質の良いものが出る
- 4 「連想と結合」 他人の意見を聞いてそれに触発され、連想を働かせ、あるいは他人の意見に自分のアイデアを加え、さらにアイデアを誘発

上記の4原則を守って、(1)～(3)を行ってください。

(1) あまり緊張せず取り組んでください。

(2) 各自、総合計画、資料1等を参考に、上記①～④についてキーワードをポストイットに記入してください。

・キーワードのみでも結構です。

・言葉の場合は、あまり長くならないよう30字以内で表現してください。

(3) 各班で各個人の意見を出し合い、上記①～④に分類してください。

・なお、他人からの意見に対して、その根拠を詰問するのではなく、背景を聞くことで、新たなアイデア、キーワードが出た場合は、その都度、ポストイットに記入し、班の意見として追加して行ってください。

・また、反対意見があったら、批判して意見を削除するのではなく、反対意見の意見として提出して下さい。